

令和8年度 郡山地方広域消防組合人事行政の運営等の状況

郡山地方広域消防組合の職員の任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況及び職員の給与・定員管理の状況等を管内住民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

① 採用に係る競争試験の結果

区 分	一 次 試 験			二 次 試 験		倍 率	採用者
	申込者	受験者	合格者	受験者	合格者		
消防職員	103	75	35	26	19	3.9	17

(注) 令和7年度に実施した採用試験の結果と、その試験により令和8年度に採用した職員数です。

② 事由別退職者数

区 分	定年	勸奨	自己都合	死亡	懲戒	合計
消防職員	0	1	8	0	0	9

(注) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに退職した職員数です。

(2) 職員数の推移

① 部門別職員数の状況(令和8年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数
	R8	R7	
消防職員	414	406	8

② 年齢別職員構成の状況(令和8年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20 23歳	24 27歳	28 31歳	32 35歳	36 39歳	40 43歳	44 47歳	48 51歳	52 55歳	56 59歳	60歳 以上	計
職員数	4	33	44	61	44	59	53	26	38	21	24	7	414

(注) 職員数は一般職(会計年度任用職員を除く)に属する職員数です。

2 職員の人事評価の状況

人事評価制度に対する理解と円滑な運用を図るための研修会を計3回実施しました。

令和7年度における人事評価の実施状況

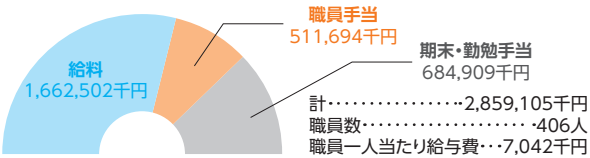
		対象者	実施済	未実施	未 実 施 の 事 由
上期	人数	413	409	4	休職及び退職
	割合	100%	99.0%	1.0%	
下期	人数	411	409	2	休職及び退職
	割合	100%	99.5%	0.5%	

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 令和7年度の人件費の状況(令和7年度一般会計決算)

管内人口 (R8.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
370,037 人	6,243,630千円	82,288千円	3,538,910千円	56.7%



(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和8年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
消 防 職	37.7歳	342,660円	375,284円

(注) 「平均給料月額」とは、諸手当を含まない本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などを合計した額の平均額です。

② 職員の初任給の状況(令和8年4月1日現在)

区 分	郡山地方広域消防組合	国 の 制 度 公 安 職
消 防 職	229,700円	225,600円

③ 職員の経験年数別・平均給料月額の状況(令和8年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
消 防 職	312,365円	334,819円	364,093円

(3) 消防職の級別職員等の状況(令和8年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	消防士	78人	18.8%
2級	副主査	133人	32.1%
3級	主査	99人	23.9%
4級	係長・主任	47人	11.4%
5級	課長補佐・主任主査	31人	7.5%
6級	課長・主幹・副署長	22人	5.3%
7級	次長・参事・署長	3人	0.7%
8級*	消防長・参与	1人	0.2%

(注) 郡山地方広域消防組合給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

※行政職

(4) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当、退職手当(令和8年4月1日現在)

区 分	郡山地方広域消防組合			
	支給率	期 末	勤 勉	計
期末・ 勤勉手当	6月期	1.2625月分	1.0625月分	2.325月分
	12月期	1.2625月分	1.0625月分	2.325月分
	計	2.525月分	2.125月分	4.65月分
	職制上の段階、 職務の等級に よる加算措置	有		
	国	有		
	支給率	期 末	勤 勉	計
	6月期	1.2625月分	1.0625月分	2.325月分
	12月期	1.2625月分	1.0625月分	2.325月分
	計	2.525月分	2.125月分	4.65月分
	職制上の段階、 職務の等級に よる加算措置	有		
退職手当	支給率	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度	47.709月分	47.709月分	

(注) 期末・勤勉手当の支給率は一般の職員の場合の支給率です。

② 特殊勤務手当

区 分	郡山地方広域消防組合
支給実績(7年度決算)	27,693千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (7年度決算)	68,209円
職員全体に占める手当支給職員の 割合(7年度)	100.0%
手当の種類(手当数)	9種類
手当の参考例	救急業務従事職員の手当
	火災防ぎょ等業務従事職員の手当
	隔日勤務従事職員の手当

(注) 手当の種類、名称は令和8年4月1日現在のものです。

③ 時間外勤務手当

支給実績(7年度決算)	125,948千円
職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)	356千円
支給実績(6年度決算)	133,622千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	374千円

④ その他の手当(令和8年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	
扶養手当	子	13,000円
	父母等	消防職給料表7級以下であるもの 6,500円
		行政職給料表8級であるもの 3,500円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度までの子(1人につき・加算額)	5,000円
住居手当	借家・借間	上限 28,000円
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額 (ただし1か月あたりの支給上限額は150,000円)
	交通用具利用者	通勤距離による 月額 2,000円～40,700円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員 (課長補佐相当職以上)に支給	55,200円～96,500円

4 職員の勤務条件の状況

(1) 休暇に関する事項

1年において20日の範囲内で付与され20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

職員の年次有給休暇使用状況

	R7 A	R6 B	増減 A-B
平均使用日数	10.8日	11.0日	-0.2日
消化率	27.0%	27.5%	-0.5%

(2) 育児休業について

育児休業等の取得状況

区 分	R7	R6	増減
6月以下	27	15	12
6月超え1年以下	0	0	0
1年超え1年6月以下	0	0	0
1年6月超え2年以下	0	0	0
2年超え2年6月以下	0	0	0
2年6月超え	0	0	0
計	27	15	12

(注) 各年度内(4月1日～3月31日)における新規取得者のみの実績

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況(令和8年4月1日現在)

分限処分とは、公務効率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

種別	休職	降給	降任	免職	合計
人数	1人	0人	0人	0人	1人

(2) 懲戒処分等の状況(令和8年4月1日現在)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	1人	1人	2人	0人	4人

6 職員の服務の状況

(1) 服務の根本基準

服務とは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき義務ないし規律であり、地方公務員法において第30条から第38条までに規定されています。

憲法第15条第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しており、これを受けて地方公務員法第30条では、地方公務員の服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。

(2) 服務規律の確保

本組合では、職員一人ひとりが常に服務上の規律を遵守し、公務の信用を高めるため、自己を律するとともに、機会をとらえて、消防次長名による服務規律の確保に関する通達(依命通達)を全職員に対して行っています。

◆ 令和7年度における服務通達……4回

7 職員の退職管理の状況

(1) 再就職者による依頼など(働きかけ)の規制

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業などに再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織などの職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有することを背景に、離職後2年間、職務上の行為(契約、許認可など)をするようにまたはしないように依頼・要求してはならないとされています。

職員は、再就職者による依頼などがあった場合、法第38条の2第7項の規定に基づき遅滞なく公平委員会にその旨を届け出なければなりません。

なお、依頼などの内容が職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合は、同条第6項第6号の規定に基づき、再就職者は事前に任命権者の承認を受けなければなりません。

また、課長職以上の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合には、再就職状況の届出を義務付けています。

◆ 届出・申請件数

- ① 再就職者から依頼などを受けた場合の届出……該当なし
② 再就職者による依頼などの承認申請……該当なし

(2) 再就職情報の届出・公表(令和8年3月31日退職者)

再就職先区分	営利企業	公益財団法人など	その他
届出・公表	0	0	0

8 職員の研修の状況

令和7年度における職員研修の実績

研修区分		受講者数
階層別研修	庁内研修	80人
	ふくしま自治研修センター等	35人
	計	115人
専門研修	庁内研修(Web研修含む)	1,533人
派遣研修	消防大学校	3人
	福島県消防学校	30人
	研修機関等	4人
	計	37人
合 計		1,685人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

- 衛生管理体制
郡山地方広域消防組合職員衛生委員会を設置し、職員の衛生計画の実践に努めています。
- 福利厚生制度
郡山市互助会に加盟し、互助会の事業は、職員の会費事業と市、組合等の補助金事業とに費用区分して運営を実施しています。
各事業への参加を通じ、職員の健康の保持増進及び公務効率向上に資するための、福利厚生全般を実施しています。

(2) 公務(通勤)災害補償制度

地方公務員が公務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、地方公務員やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

常勤職員の災害認定及び補償については、地方公務員災害補償基金福島県支部が実施しています。

- ・ 令和7年度公務(通勤)災害認定件数
公務災害……4件
通勤災害……0件

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求状況

(令和7年度)

- ① 係属事案……なし ② 完結事案……なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(令和7年度)

- ① 係属事案……なし ② 完結事案……なし



総合ウェブサイト